

生企甲達第30号
交運甲達第8号
令和4年5月10日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査の運用について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第1項に規定する認知機能に関する検査（以下「検査」という。）の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項については、銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査の運用について（令和4年生企甲達第19号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第34号。以下「改正府令」という。）の施行に伴い、その内容を改定し、令和4年5月13日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和4年5月12日をもって廃止する。

記

1 検査の趣旨

散弾銃を猟場に置き忘れて帰宅するなど、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる事案が発生していることを踏まえ、法第4条の3第1項及び第7条の3第3項の規定により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類の所持の許可又は銃砲等の所持の許可の更新を受けようとする者の年齢が75歳以上の場合には、検査を実施することとされ、その者の認知機能の低下を的確に把握するとともに、本人にその認知機能の低下を自覚させ、注意を促すこととされている。また、法第4条の3第2項及び第7条の3第3項の規定により、公安委員会は、検査を受けた者で、当該検査の結果が改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）に規定する一定の基準に該当するもの（以下「基準該当者」という。）に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症であるかどうかについて、公安委員会が指定する医師（以下「指定医」という。）の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずること（以下「受診等命令」という。）ができることとされている。

2 検査の概要

(1) 検査の対象者

検査を受ける必要がある者は、法第4条の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者（以下「所持許可申請者」という。）で、許可申請書を提出した日における年齢が75歳以上のものである。

また、法第4条の3の規定は、法第7条の3第3項で許可の更新について準用されていることから、法第7条の3第1項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）で、当該許可の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上のもの（更新申請期間における年齢が74歳以上のもの）も検査を受ける必要がある。

なお、所持の許可の有効期間が満了する日の異なる猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを複数丁所持している者については、更新ごとに検査を受ける必要がある。

(2) 検査の申込み

検査実施の際は、検査の対象者から認知機能検査申込書（別記様式第1号）の提出を受けることとする。

(3) 検査の方法及び判定の基準

ア 検査の方法

検査は、次の方法により行うこととする（府令第14条）。

(ア) 検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること（以下「時間の見当識」という。）。)

(イ) 16の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後に、その名称を記述させること（以下「手がかり再生」という。）。)

イ 基準該当者を判定するための基準

基準該当者を判定するための基準は、次の数式により算出した数値が36未満であることとする（府令第15条）。

$$1. 336 \times A + 2. 499 \times B$$

この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

(ア) A

時間の見当識により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

a 検査を行った時の年が記述されている場合には、5

b 検査を行った時の月が記述されている場合には、4

c 検査を行った時の日が記述されている場合には、3

d 検査を行った時の曜日が記述されている場合には、2

e 記述された時刻と検査を行った時の時刻との差に相当する分数が30未満の場合には、1

(イ) B

手がかり再生により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

a 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に2を乗じて得た数値

b 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかった物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に1を乗じて得た数値

ウ 検査の実施時期等

(ア) 所持許可申請者については、許可申請書を受理した後に検査を実施すること。

また、更新申請者に対する検査は、当該許可の有効期間が満了する日の2か月前から1か月前までの間に行うこと（府令第16条第1項）。

なお、更新申請者については、許可更新申請書を受領する際に検査を実施することを原則とするが、事前に連絡を取った上で日時を指定し、一定の人数を集めて検査を実施することも可能である。

- (イ) 次に掲げる者から、それぞれに定める期間内に道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能に関する検査等（以下「道交法上の認知機能検査等」という。）を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があった場合は、検査を受けたものとみなすこととする（府令第16条第2項）。

a 所持許可申請者

当該許可に係る銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後

b 更新申請者

当該許可の有効期間が満了する日の5か月前から1か月前までの間

エ 検査の実施者及び実施場所

検査は、警察署において銃砲等又は刀剣類の所持の許可の事務を担当する警察職員のうち、検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けた者が実施する。検査は、医療に関する資格や専門の知識を備えていない者が実施することを前提として、記憶力、判断力等の認知機能の低下の状況を見分けるための簡易な検査として作成されたものであるから、警察職員が実施しても信頼性に欠けるものではない。また、検査は、警察署内の適宜の場所において実施することを原則とする。警察署内において検査場所が確保できないなどの事情がある場合には、警察署以外の場所において実施することも可能であるが、検査対象となる者は高齢者であることから、いずれの場合においても、静かで落ち着いて受検できる場所を選定すること。

オ 検査等の実施要領

検査及びその結果の通知については、銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査に係る「認知機能検査実施要領」について（通達）（令和4年警察庁丁保発第85号）により実施すること。

カ 基準該当者の通報

検査の結果が、2（3）イの基準に該当するときは、検査と採点に用いた検査用紙、採点補助用紙及び検査結果を通知する書面の写しを生活安全企画課長に送付すること。

(4) 受診等命令

ア 受診等命令

基準該当者に対しては、原則、受診等命令を行うこととする。ただし、指導の結果、許可申請を取り下げたときや申請書に添付された診断書等から判断して認知症に該当することが明白であるとき、認知症以外の欠格事由に該当し、許可等がなされないことが明白であるとき等においては、受診等命令をする必要はない。

なお、受診等命令は、申請者に対する処分当たるが、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第14号に該当するため、同法第2章から第4章の2までの規定は適用されない。

イ 受診等命令の方法

受診等命令は、通知の確実性及び後日の紛議防止の観点から、名宛人に対して受診等命令書（銃砲刀剣類所持等の事務取扱いに関する訓令（平成28年福井県警察本部訓令第31号。以下「訓令」という。）別記様式第7号）により通知することとし、この際、写しを生活安全企画課長に送付すること。

ウ 指定医の指定の基準

指定医は、日本老年精神医学会、日本認知症学会等に所属するなど認知症に関し、専門性を有する医師を指定する。

なお、法第12条の3の規定により指定する医師のうち、診断の対象者が認知症であるかどうかを診断する医師については、原則、法第4条の3第2項の規定による指定を行うものとする。

エ 医師の事前承諾等

指定医の指定に当たっては、その前提として、指定を受ける医師の個別の承諾を受けるとする。また、指定医に対しては、受診等命令の対象となる者、受診等命令に係る手続等についてあらかじめ十分な説明を行うこととする。

オ 指定医の公示

指定医を指定した場合は、公示を行う。

3 運用上の留意事項

(1) 検査の実施に関する留意事項

ア 検査と採点に用いた検査用紙、採点補助用紙及び検査結果を通知する書面の副本は、猟銃等登録カード（訓令別記様式第4号）、産業用銃砲等登録カード（訓令別記様式第5号）、クロスボウ登録カード（訓令別記様式第5号の2）又は刀剣類登録カード（訓令別記様式第6号）に添付して3年間保存するものとする。

イ （社）福井県猟友会、福井県ライフル射撃協会等の銃砲関係団体を通じるなどして、検査の実施及びその内容について十分に周知を行うこととする。

(2) 受診等命令に関する留意事項

ア 指定医の診断に要する費用は、診断を受ける申請者が自ら負担することとなる。

イ 申請者が検査を受けず、又は受診等命令に応じなかった場合には、許可又は更新をしてはならない（法第5条第2項）。

ウ 基準該当者が受診等命令に応じ、指定医の診断書を提出したときは、銃砲刀剣類所持許可者に対する行政処分等上申書（訓令別記様式第8号）に、当該診断書その他申請書等の関係書類を添えて、速やかに生活安全企画課長に送付すること。

(3) 道交法上の認知機能検査の結果を利用する場合における取扱い

検査の対象者が道交法上の認知機能検査等の結果を利用しようとする場合には、当該認知機能検査に係る認知機能検査結果通知書又は認定認知機能検査結果通知書（以下「認知機能検査結果通知書等」という。）を提示させること。

なお、道交法第101条の7第1項の規定による臨時の認知機能検査等（以下「臨

時認知機能検査等」という。)についても同様に取り扱うこととする。

認知機能検査結果通知書等の提示を受けた場合は、当該認知機能検査結果通知書等の内容が、2(3)ウ(イ)の期間内に受検されたものであるかどうかを確認するとともに、必要に応じて、銃砲等又は刀剣類関係事項照会書(認知機能検査等)(別記様式第2号)により運転免許課長(講習指導係)に道交法上の認知機能検査等及び臨時認知機能検査等の受検歴について照会すること。

なお、道交法上の認知機能検査等は、複数回受検することが可能となっているが、照会に対しては最も新しい受検結果が回答される。

(4) 認知症に係る行政措置結果の共有等

認知症は、銃砲等又は刀剣類の所持許可と運転免許とに共通する取消事由等となっている(法第11条第1項第3号及び道交法第103条第1項第1号の2)ことから、法第4条の3第2項又は第12条の3の受診等命令による医師の診断結果に基づく措置及び道交法第102条の臨時適性検査に基づく措置のうち、認知症に係るものについては、認知症と診断された者に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可及び運転免許の取り消し等の措置が、齟齬なく行われる必要がある。

そこで、受診等命令による医師の診断又は道交法上の臨時適性検査の結果若しくは診断書提出命令(道交法第102条第1項から第4項まで)により提出された診断書で、認知症であると診断された者に対して、銃砲等又は刀剣類の所持許可又は運転免許の取消し等の措置を行った場合は、当該措置結果を相互に通報し、通報を受けた部門においても当該診断結果に基づいて取消し等の措置を行うこととするので、次のとおり対応すること。

ア 受診等命令による医師の診断結果により銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し等を行った場合の措置

受診等命令による医師の診断で、認知症と診断され、銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し等を行った場合は、生活安全企画課長から運転免許課長に通報を行うこと。

運転免許課長は、当該処分を受けた者が運転免許を受けている場合には、当該診断結果に基づいて運転免許の取消し等の必要な措置を行うこと。

イ 臨時適性検査の結果等に基づき運転免許の取消し等を行った場合の措置

臨時適性検査の結果又は診断書提出命令により提出された診断書により認知症と診断され、運転免許の取消し等を行った場合、運転免許課長は、生活安全企画課長に通報を行うこと。

生活安全企画課長は、当該措置を受けた者が銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けているかを確認し、許可を受けている場合には、許可の取消し等の必要な措置を行うこと。

なお、運転免許課長からは、医師(道交法第102条第4項に規定する医師をいう。)の診断書により認知症であると診断され、運転免許の取消し等を行った旨の通報がなされるが、当該医師が主治医であって認知症の専門医でない場合は、受診等命令により専門医の診断を受けさせること。その結果、当該専門医の診断が認知症ではないとの診断結果となった場合は、再度受診等命令を発し、当該主治医及び

最初の受診等命令により診断を行った医師以外の専門医の診断を受けさせるなど、慎重に判断を行うこと。

別記様式省略